

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

2026 年 9 月 1 日

東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号

株式会社 SHIFT

代表取締役社長 丹下 大

株式会社 SHIFT（以下「当社」といいます。）は、2026 年 6 月 1 日付で株式会社マ斯拉ボ（以下「マ斯拉ボ」といいます。）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）に基づき、2026 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、マ斯拉ボを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2026 年 9 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求（差止請求）に係る手続の経過

マ斯拉ボは、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

マ斯拉ボは、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

マ斯拉ボは、新株予約権を発行していませんでしたので、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

マ斯拉ボは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 7 月 21 日付の官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。が、申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易合併）に該当するため、当社の株主は、会社法第 796 条の 2 に規定する差止請求をすることができません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

吸収合併承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2026 年 7 月 21 日に株主に対し公告等により通知いたしましたが、反対株主による反対通知はありませんでした。なお、本合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易合併であるため、会社法第 797 条第 1 項に基づく反対株主からの株式買取請求につき、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 7 月 21 日付の官報及び電子公告（合併公告）により、債権者に対する公告を行いました。申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2026 年 9 月 1 日をもって、マ斯拉ボからその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2026 年 9 月 1 日（予定）

7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当する重要な事項はありません。

以 上

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項)

2026 年 7 月 21 日

東京都渋谷区代々木三丁目 22 番 7 号

株式会社マ斯拉ボ

代表取締役社長 武 井 寿 彦

株式会社マ斯拉ボ（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収合併消滅会社、株式会社 SHIFT（以下「SHIFT」といいます。）を吸収合併存続会社として、2026 年 9 月 1 日を効力発生日として、吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことを決定し、2026 年 6 月 1 日付で、両者の間で吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）を締結しました。

本吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

別紙のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

吸収合併存続会社である SHIFT は、吸収合併消滅会社である当社の完全親会社であることから、本吸収合併に際して、合併対価として株式又はこれに代わる金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

ア 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

イ 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

ウ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）により閲覧可能な有価証券報告書に記載の「重要な後発事象」に記載の事項と以下の通りでございます。

- ・ 当社子会社の吸収合併に関するお知らせ
 - ・ 自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）
 - ・ 当社子会社（株式会社 ADX Consulting）の吸収合併に関するお知らせ
 - ・ 当社子会社（Airitech 株式会社）の吸収分割及び連結子会社間の吸収合併（存続会社：株式会社シムテック）に関するお知らせ
 - ・ 吸収分割による SHIFT グループ内 15 社のバックオフィス集約に関するお知らせ
- (2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本吸収合併の効力発生日における SHIFT の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、SHIFT の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本吸収合併の効力発生日以後における SHIFT の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙

吸収合併契約書

株式会社SHIFT（以下、「甲」という。）及び株式会社マ斯拉ボ（以下、「乙」という。）は、合併に関して以下のとおり合意する。

（吸収合併）

第 1 条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は権利義務の全部を甲に承継させて解散する（以下、「本件合併」という。）。

2 合併の当事者の商号及び住所は、以下の各号のとおりである。

（1）甲：吸収合併存続会社

商 号 株式会社SHIFT

住 所 東京都港区麻布台一丁目3番1号

（2）乙：吸収合併消滅会社

商 号 株式会社マ斯拉ボ

住 所 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

（吸収合併存続会社が交付する金銭等）

第 2 条 本件合併の効力発生日において乙は甲の完全子会社であるため、甲は、本件合併に際して一切の対価を交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金の額）

第 3 条 甲は、本件合併により、資本金の額及び準備金の額を増加しない。

（効力発生日）

第 4 条 本件合併の効力発生日は、2026年9月1日とする。ただし、本件合併の効力は、甲と株式会社SHIFT SECURITY（本店：東京都渋谷区代々木三丁目22番7号）との間で締結された2026年6月1日付吸収合併契約に基づく吸収合併の効力が生じることを条件とする。

2 本件合併の効力発生日の前日までに本件合併に必要な手続を遂行できないときは、甲乙間で協議の上、本件合併の効力発生日を変更することができる。

（合併承認決議）

第 5 条 甲及び乙は、本件合併の効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

（権利義務全部の承継）

第 6 条 甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産、負債その他一切の権利義務を承継する。

(会社財産の善管注意義務)

第 7 条 甲及び乙は、本契約締結後、本件合併の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙間で協議の上、これを行う。

(契約内容の変更又は解除)

第 8 条 本契約締結後、本件合併の効力発生日に至るまで、天災地変その他の理由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合は、甲乙間で協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

(合併契約の効力)

第 9 条 本契約は、次の各号に掲げるときは、効力を失う。

- (1) 本件合併につき第 5 条に定める適法な甲及び乙の機関決定が得られないとき
- (2) 法令の定める関係官庁の承認が得られないとき
- (3) 甲と株式会社SHIFT SECURITY（本店：東京都渋谷区代々木三丁目 2 2 番 7 号）との間で締結された 2026 年 6 月 1 日付吸収合併契約に基づく吸収合併の効力が 2026 年 9 月 1 日に生じなかったとき

(規定外条項)

第 10 条 本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項について又は本契約の解釈に疑義が生じた場合については、本契約の趣旨に従い甲乙間で誠意をもって協議の上、決定する。

本契約の成立を証するため、本書 1 通を作成し、甲乙が記名押印の上、甲が原本を保管し、乙が写しを保管するか、又は、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後、電子署名を施して、各自その電磁的記録を保管する。

2026 年 6 月 1 日

(甲) 東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号
株式会社SHIFT
代表取締役社長 丹 下 大

(乙) 東京都渋谷区代々木三丁目 2 2 番 7 号
株式会社マ斯拉ボ
代表取締役社長 武 井 寿 彦

事業報告書

令和 7 年 8 月期

自 令和 6 年 9 月 1 日

至 令和 7 年 8 月 31 日

【株式会社マスラボ】

事業報告

〔 自 令和 6 年 9 月 1 日
至 令和 7 年 8 月 31 日 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度においても、世界経済は先行き不透明な状況が続いたものの、国内企業におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）への取り組みは継続的に進展しています。経済産業省の報告や民間調査においても、クラウド活用や業務のデジタル化が経営課題として重視されていることが示されています。これに伴い、ランサムウェアや標的型攻撃をはじめとするサイバー攻撃の脅威は一層多様化・高度化し、社会全体におけるサイバーセキュリティの重要性は着実に高まっています。

このような状況の中、当社はサイバーセキュリティ分野で革新を続ける急成長スタートアップとして、お客様のセキュリティ課題解決に真摯に取り組んでまいりました。当社の強みである「ペネトレーションテスト（侵入テスト）」と「テクニカルコンサルティングサービス」は、多くのお客様から変わらぬご支持をいただいております。

ペネトレーションテストにおいては、最新のサイバー攻撃手法に関する深い知見を活かし、お客様のシステムに潜む脆弱性を発見し、具体的な対策を提示することで、セキュリティレベルの向上に貢献いたしました。また、テクニカルコンサルティングサービスでは、お客様それぞれの事業内容やリスク許容度に応じた最適なセキュリティ戦略の策定を支援し、実効性のある防御体制の構築をサポートいたしました。

スタートアップならではの柔軟な意思決定とスピード感を武器に、当事業年度もお客様の多様なニーズに的確にお応えすることで、国内外の金融機関や情報サービス産業等から更なる信頼を獲得することができました。これらの成果は、当社の技術力と専門性がおお客様の事業に不可欠なものであるとご評価いただけた証左であると確信しております。今後も、サイバーセキュリティ業界のリーディングカンパニーを目指し、邁進してまいります。

この結果、当事業年度は、売上高 2 億 53 百万円（前年同期比 184.2%増）、売上総利益 1 億 33 百万円（前年同期比 152.6%増）、営業利益 1 億 6 百万円（前年同期比 254.2%増）、当期純利益 99 百万円（前年同期比 299.3%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

- 1 資金調達
該当するものではありません。
- 2 設備投資
該当するものではありません。
- 3 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割
該当するものではありません。
- 4 他の会社の事業の譲受け

該当するものではありません。

- 5 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継
該当するものではありません。
- 6 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分
該当するものではありません。

(3) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
	令和 4 年 8 月 期	令和 5 年 8 月 期	令和 6 年 8 月 期	令和 7 年 8 月 期
				(当事業年度)
売 上 高 (千円)	31,200	22,800	89,206	253,505
当期純利益 (△は当期純損失) (千円)	12,154	3,946	24,983	99,766
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (△は当期純損失) (円)	12,154 円 51 銭	3,946 円 00 銭	11,124 円 24 銭	33,255 円 34 銭
総 資 産 (千円)	30,665	32,094	95,544	235,646
純 資 産 (千円)	26,267	30,213	75,197	174,963

(注) 1. 金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1 株当たり当期純利益 (△は当期純損失) は、小数点第 2 位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社では、以下の事項を経営課題として重視しております。

- 1 コアとなるハイスکیل人材の採用
- 2 営業基盤の確立

(5) 主要な事業内容

当社は、セキュリティコンサルティング及び脆弱性診断事業を主要な事業として
おります

(6) 主要な拠点並びに使用人の状況

- 1 主要な拠点
本社 東京都

- 2 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
------	--------	------	--------

12 名	4 名増	47.1 歳	1.4 年
------	------	--------	-------

- (注) 1. 使用人数には、パート・アルバイトは含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

1 親会社の状況

会 社 名	資本金	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容
株式会社 SHIFT SECURITY	5,000 千円	100.0%	コンサルティング、脆弱性診断

2 重要な子会社の状況

該当事項はありません

(8) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません

計 算 書 類

貸借対照表

令和07年08月31日 現在

株式会社マスラゴ

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	214,235,150	【流動負債】	60,682,625
現金及び預金	175,107,592	未払金	7,365,908
売掛金	30,183,010	未払費用	7,939,846
仕掛品	2,899,474	預り金	3,387,536
前払金	152,246	未払消費税等	10,445,100
未収入金	3,695,297	未払法人税等	30,930,600
前払費用	1,038,450	未払給与等	613,635
預け金	1,159,081	負債の部合計	60,682,625
【固定資産】	21,384,367	純資産の部	
有形固定資産	2,084,142	科目	金額
工具器具備品	3,579,028	【株主資本】	174,963,751
一括償却資産	108,262	資本金	15,000,000
工具器具備品減価償却累計額	△1,567,061	資本剰余金	15,000,000
一括償却資産減価償却累計額	△36,087	資本準備金	15,000,000
投資その他の資産	19,300,225	利益剰余金	144,963,751
繰延税金資産	19,300,225	その他利益剰余金	144,963,751
【繰延資産】	26,859	繰越利益剰余金	144,963,751
創立費	26,859	(うち当期純利益)	99,766,030
資産の部合計	235,646,376	純資産の部合計	174,963,751
		負債・純資産の部合計	235,646,376

損益計算書

自 令和06年09月01日

至 令和07年08月31日

株式会社マスラゴ

(単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高	137,500,000	
売上高_グループ会社	116,005,340	253,505,340
【売上原価】		
当期製品製造原価	120,008,347	
合計	120,008,347	
売上総利益		133,496,993
【販売費及び一般管理費】		27,022,322
営業利益		106,474,671
【営業外収益】		
受取利息	168,740	
雑収入	10,981,521	11,150,261
【営業外費用】		
創立費償却	46,041	46,041
経常利益		117,578,891
【特別利益】		
【特別損失】		
税引前当期純利益		117,578,891
法人税等		36,051,542
法人税等調整額		△ 18,238,681
当期純利益		99,766,030

株主資本等変動計算書

自 令和06年09月01日
至 令和07年08月31日

株式会社マセラダ

(単位：円)

	株主資本								評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式				株主資本合計
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
						繰越利益剰余金						
当期末残高	15,000,000	15,000,000	0	15,000,000	0	45,197,721	45,197,721	0	75,197,721	0	0	75,197,721
当期変動額												
当期純利益				0		99,766,030	99,766,030		99,766,030	0	0	99,766,030
新株の発行				0			0		0	0	0	0
剰余金の配当				0			0		0	0	0	0
利益準備金の積立て				0			0		0	0	0	0
当期変動額合計	0	0	0	0	0	99,766,030	99,766,030	0	99,766,030	0	0	99,766,030
当期末残高	15,000,000	15,000,000	0	15,000,000	0	144,963,751	144,963,751	0	174,963,751	0	0	174,963,751

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定率法

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金・・・従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当該事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

診断事業においては、脆弱性診断業務を請け負っております。診断業務に係る収益は、原則として診断による結果報告書を顧客に納品し、顧客による検収が完了した時点において収益を認識しております。

コンサルティング事業においては、顧客との役務提供サービス契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスの提供が完了する時点において、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、提供完了時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理・・・税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	3,000 株	—	—	3,000 株

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. その他の注記

該当事項はありません。

附属明細書（計算書類関係）

（令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで）

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	工具器具備品	1,014	1,776	—	778	2,011	1,567	3,579
	一括償却資産	—	108	—	36	72	36	108
	計	1,014	1,884	—	814	2,084	1,603	3,687

注)1.工具器具備品の当期増加は、入社者等への PC 購入によるもの 1,776 千円であります。

2.一括償却資産の当期増加は、社用スマートフォン購入によるもの 108 千円であります。

2. 引当金明細書

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	—	986	—	986

3. 販売費及び一般管理費明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	12,105	
給料賃金	1,050	
賞与	767	
法定福利費	1,603	
退職給付費用	1,320	
福利厚生費	211	
研修費	2,102	
採用費	18	
広告宣伝費	74	
接待交際費	84	
旅費交通費	612	
通信費	11	
備品・消耗品費	335	
租税公課	292	
銀行手数料	151	
支払手数料	239	
会議費	546	
新聞図書費	5	
減価償却費	36	
支払報酬料	360	
業務委託費	4,146	
グループ間経営指導料	125	
システム利用料	659	
諸会費	161	
計	27,022	

2025 年 10 月 23 日

株式会社マスラボ
代表取締役社長 武井 寿彦 殿

監査役 吉沼奈緒美

監査報告書の提出について

私、監査役 吉沼 奈緒美は、会社法第 381 条第 1 項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙の通り提出いたします。

以 上

監査報告書

私、監査役 吉沼 奈緒美は、2024 年 9 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日までの第 5 期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

監査役は、取締役、使用人及び親会社の監査等委員会その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025 年 10 月 23 日

株式会社マ斯拉ボ

監査役 吉沼 奈緒美